

令和 年 月 日

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

社会福祉法人 慈愛会
南界園居宅介護支援センター

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(鹿児島県指定 第4678000011号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

- 契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。
- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
 - ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
 - 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	5
7. 苦情の受付について	5
8. 暴言・暴力・ハラスメントについて、9. 虐待防止について、	
10. 秘密保持について	6
11. 事故発生について、12. 身体拘束について、13. 業務継続計画について	7

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 慈愛会
(2) 法人所在地 鹿児島市泉町 1-15
(3) 電話番号 099-222-1644
(4) 代表者氏名 理事長 今村 英仁
(5) 設立年月 昭和 57 年 4 月 1 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
(2) 事業の目的 社会福祉法人慈愛会が開設する南界園居宅介護支援センターが行う居宅介護支援事業の適切な運営を確保するため、センターの介護支援専門員が居宅介護支援者に対して、適切な介護支援事業を提供することを目的とする。
(3) 事業所の名称 南界園居宅介護支援センター
(4) 事業所の所在地 鹿児島県熊毛郡中種子町田島 327-1
(5) 電話番号 0997-27-8184
(6) 事業所・管理者 氏名 梶屋 征代
(7) 当事業所の運営方針
・利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮する。
・利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療、福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者に偏る事がないよう公正中立に行う。
・事業の運営にあたっては、市町村他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
(8) 開設年月 平成 11 年 11 月 15 日
(9) 当事業所関連が行っている他の業務
・訪問介護事業・通所介護事業・短期入所生活介護事業

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 中種子町・南種子町・西之表市の島内全域

営業日	月～土但し、祝日及び8月14、15日・12月30日～1月3日までを除く
受付時間	午前8時30分～午後5時30分但し土は午後0時30分まで
サービス提供時間帯	同上

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 管理者（主任介護支援専門員）	1名			名	
2. 介護支援専門員 (主任介護支援専門員を含む)	1名			名	

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

（1）サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）*

＜サービスの内容＞

①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

＜居宅サービス計画の作成の流れ＞

①事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

②居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族等に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めます。

③介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

④介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

②事業者の説明の義務

- ・利用者自身がサービスを選択することを基本に支援し、ケアプランに位置づける居宅サービス事業者について複数の事業者の紹介を行います。またケアプランに位置づけた指定居宅サービス事業者などの選択理由の説明を求めることが可能であることを説明します。
- ・前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用状況を説明します。（別紙参照）

③居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者・医療機関等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・ご契約者が医療系サービスの利用を希望している場合は意見を求めた主治医に対してケアプランを交付します。
- ・医師の診察を受ける際に同席した場合、医師に利用者的心身の状況や生活環境などの必要な情報提供を行い、医師等から必要な情報提供を受けケアプランに記録をする。
- ・利用者が病院または診療所に入院する場合、入院先の医療機関と情報を共有し退院後の円滑な在宅生活への意向を支援します。そのため入院した際は担当職員の氏名及び連絡先を当該病院または診療所へ伝えてください。
- ・口腔や薬剤状況等の利用者の状況などについてケアマネジャーから主治医に必要な情報を伝達します。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

④居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

⑤介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

介護支援専門員一人当たりの利用者数が45人未満の場合介護1・2：12,490円

介護3・4：16,230円（特別地域加算入り）法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合は、ご契約者の自己負担はありません。

○加算の種類・・初回加算・退院、退所加算・入院時情報連携加算（I）、（II）

・ターミナルケアメント加算・通院時情報連携加算・小規模多機能型居宅介護連携加算・・加算の金額においては県の基準に準ずる。

（2）交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される

場合は、サービスの提供に際し、1キロメートルにつき40円の交通費の実費をいただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月10日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 下記指定口座への振り込み

鹿児島銀行 中種子支店 普通預金

J A鹿児島くまげ 普通預金

郵便振替

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：鹿児島銀行 J A鹿児島くまげ 郵便局

※前記(2)の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

介護支援専門員は、常に身分証を携帯し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 苦情の受付について（契約書第17条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

[管理者・主任介護支援専門員] 梶屋 征代

主任介護支援専門員 梶屋 征代

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30

土曜日 8:30～12:30

○電話番号 南界園・代表電話 0997-27-9204

(2) 行政機関その他苦情受付機関

中種子町役場 介護保険担当係	所在地 中種子町野間 5186 電話番号・FAX 0997-27-1111 (介護保険係) 受付時間 8:30~17:00
国民健康保険団体連合会	所在地・鹿児島市鴨池新町6番6号(鴨池南国ビル7回) 電話番号・099-213-5122 FAX・099-213-0817 受付時間・9:00~17:00

福祉サービス運営適正化委員会(鹿児島県社会福祉協議会)	所在地・鹿児島市鴨池新町1-7 電話番号・099-286-2200 FAX・099-257-5707 受付時間・8:30~17:00
-----------------------------	---

8. 暴言・暴力・ハラスメントについて

事業所は利用者や従業員に対する暴言・暴力・ハラスメント防止のため、体制整備を行うとともに、必要な措置を行うものとする。

9. 虐待防止に関する事項

サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報し虐待防止のための必要な措置を行います。

利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため研修を行います。

10. 秘密保持

事業者は、介護支援専門員及び事業者の関係するものは、サービス提供するうえで知りえた利用者および家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。

事業者は利用者や家族より予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

11. 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、速やかに対応するとともに、保険者に報告するものとします。

12. 身体拘束について

利用者他は他の容赦等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。

身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する物とする。

1 3. 感染症や自然災害の発生時における業務継続計画について

感染症や災害発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定する。

- ・感染症の発生及び蔓延に関する取り組みの徹底を求める観点から指針の整備、研修の実施などに取り組みます。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所 南界園居宅介護支援センター

説明者 職名 介護支援専門員 氏名 梶屋 征代

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意し、受領しました。

利用者 住所 鹿児島県熊毛郡中種子町 番地

氏名 _____

代理人 住所 _____

続柄 ()

氏名 _____

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

2. 損害賠償について（契約書第12条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様としますただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第13条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ②事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合
- ④事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第16条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合